

厚岸町議会 第1回定例会

令和5年3月10日
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
 - 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
 - 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、杉田議員、8番、金子議員を指名いたします。
 - 議長（堀議員） 日程第2、議会運営報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。
 - 佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。
3月9日午後3時31分から第3回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。
追加議案として提出されました議案第32号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算の取扱いについて、協議をいたしました。
結果、本会議において審議することとし、新年度予算議決後、審議を行うことに決定をいたしました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
 - 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
 - 議長（堀議員） 令和4年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。
- 午前10時01分休憩
- 午後2時07分再開
- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
 - 議長（堀議員） 日程第3、議案第11号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算、議案第

12号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第13号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第14号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第15号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第16号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第17号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第18号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第19号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

3番、室崎委員長。

●室崎委員長 ご報告申し上げます。

令和4年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第11号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算ほか8件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（堀議員） はじめに、議案第11号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 次に、議案第12号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第13号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第14号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第15号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第16号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第17号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第18号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第19号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 令和5年度各会計予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 2 時13分休憩

午後 4 時56分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時57分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 10 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員